

司法書士

レベルを体感！
「パーフェクトローラー講座」模擬講義

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 225589

SU22558

パーフェクトローラー講座 模擬講義

司法書士講師 根本正次

図表を使って知識を、整理しながら「しっかりとしたインプット」を

十分な知識量を学んできたはずの方が合格点に届かない原因の1つは、知識の混乱、使い分けができないことがあります。また、覚えたはずの知識でも、繰り返さないうちに、時間とともに「うろ覚え」の状態になることも原因として挙げられます。

本講座では、司法書士試験の膨大な知識を「正確に」「素早く」整理するため、知識をコンパクトに図表化したテキストを提供します。これにより、知識の使い分けと繰り返しによる知識の劣化を防ぐことが可能となり、問われ方を変えても答えられる、記憶の鎖を作ることができます。

ポイント ① さらに充実！「図表で整理」された「繰り返ししやすい」オリジナルテキスト

ある程度受験回数があり、十分な知識量を学んできたはずの方が合格点に届かない原因はどこにあるのでしょうか。ひとつの原因は知識の混乱です。多くの知識があるために区別がつかなくなってしまいます。

また、覚えたはずの知識でも、繰り返さない（繰り返せない）うちに、時間とともに「うろ覚え」の状態になることも原因として挙げられます。

本講座では、司法書士試験の膨大な知識を「正確に」「素早く」整理するため、知識をコンパクトに図表化したテキストを提供します。こちらは、LEC が長い年月をかけて作り上げている合格者絶賛の教材です。

ポイント ② 合否を分ける分野・論点に絞った「合格に効くメリハリ」をつけた講義

司法書士試験の問題には、「受験生であれば、まず間違えてはいけない問題」「知識がないと二択に追い込まれる問題」「取れなくてもしょうがない問題」があります。(次ページの図表を参照)。この講座では、主に「知識がないと二択に追い込まれる問題」の部分の説明します。

近年の司法書士試験の合否を分けるのは、この分野の出来・不出来なのです。

これにより、確実な基準点突破と、基準点+27問を目指していきます。

ポイント ③ インプットテキストでアウトプットをする！

アウトプットメインの学習は、

- ・ 学習しやすいという利点がありますが
- ・ 問われたところしか答えられなくなるというデメリットがあります。

一方、インプットメインの学習は、

- ・ 網羅性があるというメリットがありますが、
- ・ 学習の達成感がない、学習しにくいというデメリットがあります。

本テキストでは、「インプットテキストで、アウトプットできる」ことを目指しています。

具体的には、図表の各所に暗記というマークを入れています。

これがある図表は、復習時に「図表を隠して中身が言えるか」を試してください。それがアウトプットになります。

講義期間中は、インプット講義とは別に多くの問題を解く必要はありません。

指摘した問題と、この講義の暗記に専念してください。

<資料①>午前科目の出題内容

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	憲法	人権各論	人格権または人格的利益		80.7	
2	憲法	人権各論	法の下での平等		86.2	
3	憲法	統治機構	国会		70.3	
4	民法	総則（人）	未成年者		93.3	
5	民法	総則（代理）	代理一般		87.2	
6	民法	総則（時効）	時効の完成猶予		64.7	○
7	民法	物権	不動産の物権変動		92.1	
8	民法	物権	即時取得		88.9	
9	民法	物権	物権の得喪（竹混同，才付合）		90.8	
10	民法	用益物権	地上権		90.9	
11	民法	担保物権	担保物権の性質（通有性）	対話	71.3	
12	民法	担保物権	法定地上権		87.9	
13	民法	担保物権	留置権		88.9	
14	民法	担保物権	権利質		62.5	○
15	民法	担保物権	譲渡担保権		93.9	
16	民法	債権総論	多数当事者の債権及び債務		88.9	
17	民法	債権総論	第三者のためにする契約		88.2	
18	民法	債権各論	使用貸借		83.4	
19	民法	債権各論	事務管理		94.3	
20	民法	親族	身分行為に係る同意若しくは承諾		88.1	
21	民法	親族	成年後見監督人		72.3	
22	民法	相続	相続欠格事由		73.6	
23	民法	相続	被相続人の配偶者の居住の権利		92.3	
24	刑法	刑法総論	因果関係		82.0	
25	刑法	刑法各論	強制わいせつ罪又は強制性交罪		54.5	○
26	刑法	刑法各論	窃盗罪		92.9	
27	会社法	設立	株式会社の設立		76.6	
28	会社法	株式	株券発行会社		82.2	
29	会社法	株式	株式の担保化（株式の質入れ）		53.1	○
30	会社法	機関	株主総会又は取締役役会		71.9	
31	会社法	機関	取締役		89.4	
32	会社法	計算	株式会社の計算等		35.5	×
33	会社法	持分会社	持分会社		92.1	
34	会社法	組織再編	株式会社の組織再編等		72.9	
35	商法	総則	商人の商業使用人		84.4	

- 無印 → どの受験生でも落としてはいけない問題
 ○ → 知識がないと二択勝負に追い込まれる問題
 × → 取れなくてもしょうがない問題

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	民訴		訴訟告知		57.6	○
2	民訴		訴訟記録の閲覧等		28.2	×
3	民訴		訴えの利益		73.1	
4	民訴		当事者の出頭		90.3	
5	民訴		控訴		75.3	
6	民保		民事保全手続全般		75.3	
7	民執		執行文		68.6	
8	書士		司法書士又は司法書士法人		61.3	○
9	供託	供託手続	供託の申請手続		86.4	
10	供託	各論	弁済供託		79.0	
11	供託	各論	執行供託		76.8	
12	不登		主登記・付記登記		85.7	
13	不登		申請情報の内容		92.4	
14	不登		申請情報の内容	図表	70.1	
15	不登		登記の原因		63.4	○
16	不登		不動産登記の添付情報		55.8	○
17	不登		登記識別情報を提供できない場合の手続		37.8	×
18	不登		代理人の権限又は代理権限証明情報		57.3	○
19	不登		登記原因について第三者の承諾を証する情報		79.0	
20	不登		不動産登記の申請全般		79.7	
21	不登	各論	相続を原因とする所有権移転登記		86.4	
22	不登	各論	地役権の登記		85.4	
23	不登	各論	不動産質権と抵当権の登記事項	対話	68.9	
24	不登	各論	確定前根抵当権の根抵当権者・債務者の相続		65.4	
25	不登	各論	抵当権又は根抵当権の仮登記	長文	64.7	○
26	不登	各論	売買予約を原因とする2号仮登記の抹消		65.0	○
27	不登		登録免許税（税率メイン）		72.8	
28	商登	設立	募集設立による株式会社の設立登記	長文	77.8	
29	商登	株式	株式に関する登記		87.4	
30	商登	機関	株式会社の機関の変更登記	長文	84.9	
31	商登		会社の変更登記	対話	70.8	
32	商登	組織再編	株式会社の組織再編の登記		63.4	○
33	商登	解散清算	解散した株式会社に係る登記		77.8	
34	商登	組織再編	組織変更の登記		72.8	
35	商登	法人	一般社団法人の登記		50.9	○

- 無印 → どの受験生でも落とすにはいけない問題
○ → 知識がないと二択勝負に追い込まれる問題
× → 取れなくてもしょうがない問題

PR 2023の特徴

1. 民法を含めて全科目一斉配信。自分のペースで、直ぐに学習できる

この講座は、2022年目標に収録した講義を配信します。そのため、申し込み後すぐに民法・供託書士以外のすべての科目を受講できます。

一括配信だから、

- ◆早いうちに弱点科目を強化したい
- ◆特定科目の実力を底上げしたい
- ◆民法改正から学習したい etc.

早期の弱点对策など、受講生一人ひとりのニーズに応えられます！

2. 民法は改正法に合わせて、再収録。民法1回目で、改正部分を網羅！

改正がされた民法については、改正法に合わせた教材で収録をしたものを配信します。

(他の科目と同時にすべて配信されます)。

そして、気になる改正部分は、民法1回目ですべて網羅して説明しています。どの部分がどう変わったのか、どういう新制度があるのか、第1回の講義で確認したうえで、安心して学習にのぞめるようにしています。

3. 2023年対策を別途収録、本試験傾向を踏まえた傾向分析、対策講義

2022年用対策の講義を配信していますが、これとは別に2023年傾向分析講義・対策講義を実施します。

これは、「2022年用の講義では、時間をかけなかった部分」でも「2023年対策としてはしっかり準備すべき部分」を抽出して、その部分をしっかりと説明する講座です。

これにより、2023年対策用の講義として十二分に活用できるようになります。

第5編 一般社団法人等の登記

第1節 基礎知識

【図表1 ガイドライン **暗記**】

機関設計；必要機関→○，任意機関→△

		一般社団法人	一般財団法人
法人格の付与の対象		一定の目的のために結合した「人」の集合 →社員（構成員）が存在する	一定の目的のために結合された一団の「財産」 →社員（構成員）が存在しない
機関設計	社員総会	○	—
	評議員	—	○
	評議員会	—	○
	理事	○	
	理事会	△	○
	監事	△ 理事会設置一般社団法人 →○ 会計監査人設置一般社団法人 →○	○
会計監査人	△ 大規模一般社団法人※1→○	△ 大規模一般財団法人※1→○	
設立	員数	2名以上の「社員」が必要	1名以上の「設立者」でよい
	遺言による設立	できない	できる
	財産保有規制	なし	300万円以上の財産を拠出しなければならない
法人格の取得		主たる事務所の所在地における設立の登記（法人22・163）[民昭55-16-5, 平11-1-エ]（×主務官庁の許可）	
「目的」の制限		「剰余金の分配」を目的としてはならない[平6-31-5, 民平11-1-オ]（事業には格別の制限は設けられていない。公益の事業・共益の事業・収益的の事業も可。）※2	

※1 「大規模一般社団法人」・「大規模一般財団法人」の意義

最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額（負債額）の合計額が200億円以上である一般社団（財団）法人をいう（法人2②③）。

会社法における「大会社（会社2⑥）」のような「資本金の額」による基準（会社2⑥イ）に相当するものは、存在しない（「一問一答公益法人関連三法」p20Q15）。

※2 収益事業の登記の可否

一般社団法人の「目的」は、定款の絶対的記載事項であり（法人11Ⅰ①），かつ登記事項であるが（法人30Ⅱ①）。一般社団法人であっても，法人の目的の達成のために「収益事業」を行うことは差し支えなく（昭35.10.7民甲2531号），収益事業について登記することもできる。[平8-33-ア, 平23-34-ア]

【図表 2 各法人の定款の絶対的記載事項・横断整理】

株式会社 (会社 27・37・98)	持分会社 (会社 576 I)	一般社団法人 (法人 11)	一般財団法人 (法人 153)
①目的 ②商号 ③本店の所在地 ④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額 ⑤発起人の氏名または名称及び住所 ⑥発行可能株式総数	①目的 ②商号 ③本店の所在地 ④社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準 ⑤社員の氏名又は名称及び住所 ⑥社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別	①目的 ②名称 ③主たる事務所の所在地 ※ 1 ④設立時社員の氏名又は名称及び住所 ⑤社員の資格の得喪に関する規定 ⑥公告方法 ※ 3 ⑦事業年度	①目的 ②名称 ③主たる事務所の所在地 ④設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額 ⑤設立者の氏名又は名称及び住所 ⑥設立時評議員，設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項 ⑦設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは，設立時会計監査人の選任に関する事項 ⑧評議員の選任及び解任に関する事項 ※ 2 ⑨ 公告方法 ※ 3 ⑩ 事業年度

※ 1 一般社団法人の社員は，出資の必要はないが，経費支払義務がある。

【図表 3 一般社団法人の社員の経費支払義務】

規定内容	社員は，定款で定めるところにより，一般社団法人に対し，経費を支払う義務を負う（法人 27）
経費の意義	一般社団法人の事業活動において経常的に生じる費用
具体例	事務所の賃料，法人税等の公租公課，決算公告の費用など

※2 許されない定款の定め

「理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する」旨の定款の定めは、その効力を有しない（法人153Ⅲ①）。

※3 公告方法（法人331）

【図表4 一般社団（財団）法人の公告方法 **暗記**】

可→○，不可→×

	一般社団法人 一般財団法人	会社（会社939Ⅰ）
①官報に掲載する方法	○	○
②時事に関する事項を掲載する 日刊新聞紙に掲載する方法	○	○
③電子公告	○	○
④主たる事務所の公衆の見やすい 場所に掲示する方法	○ [平23-34-エ]	×
⑤定款で公告方法を定めな いこと	× (必要的記載事項) [平31-35-ウ]	○（任意的記載事項） 定款で公告方法を定めな かった場合には、公告方法は 「官報に掲載する方法」と なる（会社939Ⅳ）

【図表 5 一般財団法人の定款例】

一般財団法人〇〇会定款（抜粋）

（名称）

第 1 条 この法人は、一般財団法人〇〇会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

（目的）

第 3 条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 〇〇に関する調査及び研究
- 二 〇〇に関する広報活動
- 三 〇〇に関する意見の表明

（設立者及び財産の拠出）

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏名	住所	財産	価額
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金銭	〇〇〇万円
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金銭	〇〇〇万円
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	絵画	〇〇〇万円

（評議員）

第 9 条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 10 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

（中略）

（定款の変更）

第 31 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

（残余財産の帰属）

第 33 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 34 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 35 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

附 則

- 1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般財団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立者 〇〇 〇〇
 設立者 〇〇 〇〇
 設立者 〇〇 〇〇

【図表 6 一般社団（財団）法人の登記事項（主たる事務所の所在地）**暗記**】

	一般社団法人 (法人 301Ⅱ)	一般財団法人 (法人 302Ⅱ)
目的	○	○
名称	○	○
主たる事務所の所在場所	○	○
従たる事務所の所在場所	○	○
存続期間（定款に定めがあるとき）	○ [平 25-35-イ]	○
解散の事由（定款に定めがあるとき）	○	○
資産の総額	×	× [平 24-35-イ]
基金の額	× [平 23-34-オ] [平 28-35-オ]	—
理事	○（氏名）	○（氏名）
代表理事	○（氏名・住所）	○（氏名・住所）
理事会設置法人である旨	○	×
評議員	—	○（氏名）
評議員会設置法人である旨	—	× [令 3-34-ア]
社員	× [平 23-34-イ]	—
社員の資格の得喪に関する定め	× [平 25-35-オ]	—
設立者	—	×
監事	○（氏名）	○（氏名）※1
監事設置法人である旨	○	× [平 29-35-ウ] (清算中→○) [平 24-35-7]
会計監査人	○（氏名または名称）	○（氏名または名称）
会計監査人設置法人である旨	○	○
仮会計監査人の氏名	○（氏名または名称）	○（氏名または名称）
役員等の責任免除についての定め	○	○ ※1
非業務執行理事等の責任の限度に関する契約	○	○ [平 29-35-イ] ※2
貸借対照表等の電磁的開示関係事項	○（ウェブページのアドレス）	○（ウェブページのアドレス）
公告方法	○	○
電子公告関係事項	○	○

※1 株式会社のように会計限定できる規定はない [令 4-35-エ]

※2 評議員の一般財団法人に対する損害賠償責任については、評議員会決議による責任の一部免除及び理事会による免除に関する定款の定めは許されない。これは「評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これより軽い要件による免除の制度を認める必要がない」ことが理由とされている（一問一答・140頁）。

※3 評議員は責任限定契約を締結することができない。

【図表 7 ある一般社団法人（理事会設置一般社団法人・監事設置一般社団法人・会計監査人設置法人の場合）の主たる事務所の登記記録例（平 20.9.22 民商 2529 号依命通知第 1 節第 1.1 (2)・(3)】

名称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成 21 年 4 月 1 日
目的等	<p>目的 当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とする とともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	理事 甲野太郎
	理事 乙野次郎
	理事 丙野五郎
	東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号 代表理事 甲野太郎
	東京都大田区鶴の木二丁目 9 番 1 5 号 代表理事 乙野次郎
	監事 丁野六郎
	会計監査人 監査法人桜会
従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目 1 番 1 7 号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地
	4 さいたま市浦和区高砂三丁目 1 6 番 5 8 号
存続期間	法人成立の日から満 50 年
理事会設置法人に 法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関 する事項	監事設置法人
会計監査人設置法 人に関する事項	会計監査人設置法人
登記記録に関する 事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 4 月 1 日登記</p>

【図表 8 ある一般財団法人の主たる事務所の登記記録例（平 20. 9. 22 民商 2529 号依命通知第 2 節第 1. 1 (1)）】

名称	一般財団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成 2 1 年 4 月 1 日
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	評議員 甲野太郎
	評議員 乙田春子
	評議員 丙川三郎
	理事 丁山四郎
	理事 戊沢五郎
	理事 己島夏江
	東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号 代表理事 丁山四郎
	東京都大田区鶴の木二丁目 9 番 1 5 号 代表理事 戊沢五郎
	監事 庚塚七郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目 1 番 1 7 号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地
	4 さいたま市浦和区高砂三丁目 1 6 番 5 8 号
存続期間	法人成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	設立 平成 2 1 年 4 月 1 日登記

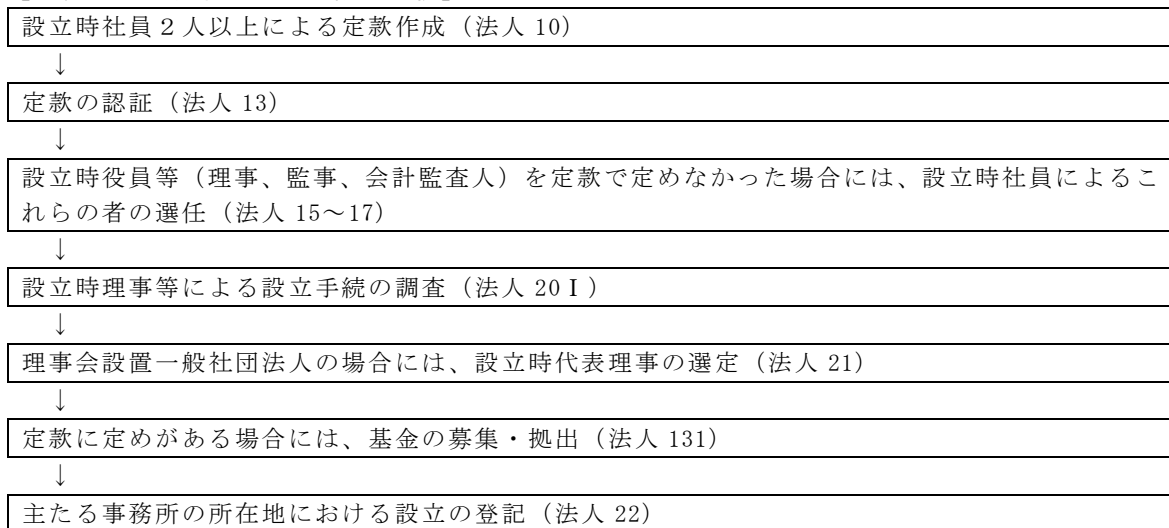
【図表 9 一般社団（財団）法人・旧民法法人の登記事項（従たる事務所の所在地）】

	一般財団法人 (法人 312 II)	一般社団法人 (法人 312 II)	cf. 旧民法法人
① 名称	○	○	主たる事務所の所在地の登記事項と同じ
② 主たる事務所の所在場所	○	○	
③ 従たる事務所（当該登記所管轄のみ）の所在場所	○	○	

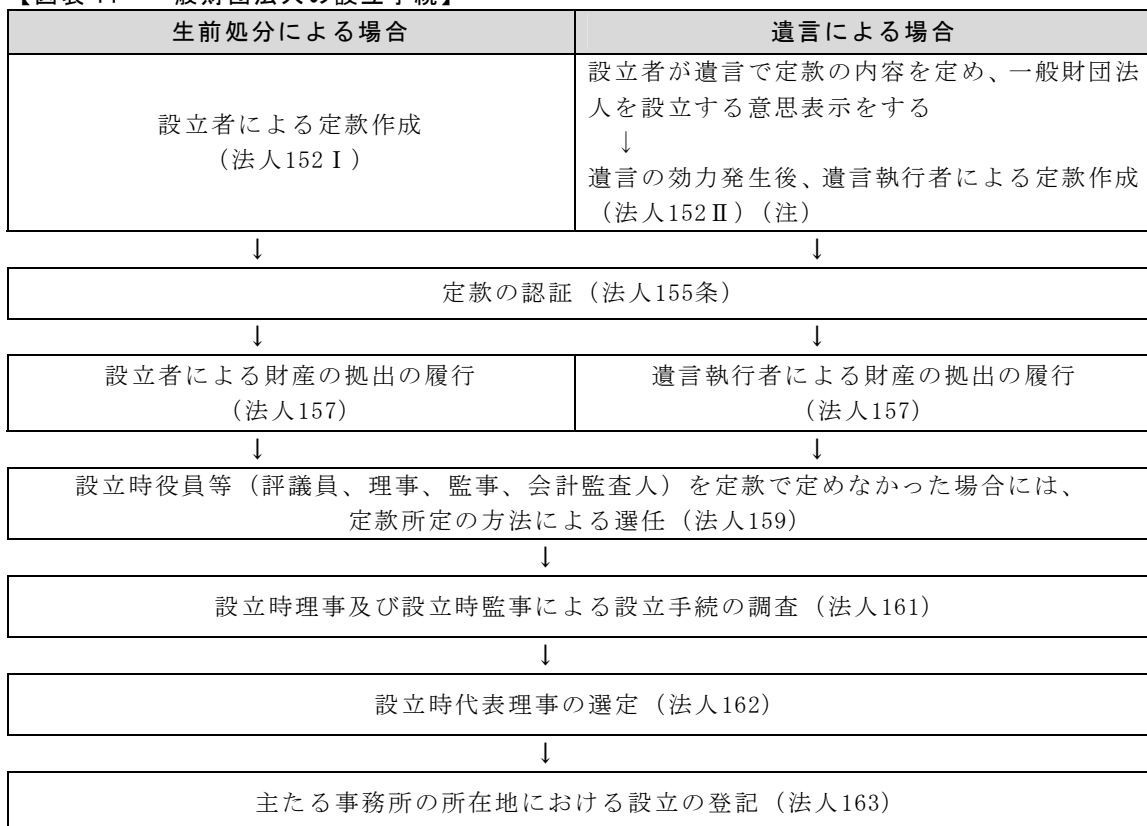
第2節 設立

1 概略

【図表 10 一般社団法人の設立手続】



【図表 11 一般財団法人の設立手続】



(注) 遺言書及び設立者の死亡を証する書面並びに遺言執行者の資格を証する書面を添付することを要しない (法人 319 II 参照, 吉岡・Q&A 法人登記の実務 P 171)。[令 3-34-ウ]

2 定款の作成

2-1 定款の作成者

【図表 12 原始定款の作成者・原始定款に署名（記名押印）義務を負う者・発起人制度】

論点	種類	持分会社	株式会社	一般 社団法人	一般 財団法人
原始定款の作成者 署名（記名押印） 義務を負う者		社員になろうと する者 [会平19-28-ア]	発起人 [会平19-28-ア]	設立時社員 (2人以上)	設立者 (遺言執行者)
発起人制度		なし	あり	なし	

2-2 法人が設立時社員等になることができるか

【図表 13 法人が設立者・設立時社員・発起人になることができるか】

なることができる→○，できない→×

論点	種類	一般社団法人 (設立時社員)	一般財団法人 (設立者)	株式会社（発起人） [会昭59-30-1, 平3-36-ア]
A一般社団法人，A一般財団法人 又はA株式会社の設立において 「B法人」が設立時社員，設立者又 は発起人になることができるか		○	○	○ [平3-37-2, 平18-30-ア]

3 公証人による定款の認証

【図表 14 設立登記における定款についての公証人の認証の要否】

公証人の認証が必要→○，不要→×

株式会社			持分会社		一般社団 (財団) 法人
通常の設定	組織再編による 設立	特例有限会社から の移行による設立	通常の設定	種類変更・組織変 更による設立	
○	×	×	×	×	○ [令4-35-ア]

4 設立時理事等の選任・選定

【図表 15 一般社団法人の設立時役員等の意義・選任等（法人 15・17・21）】

	必要性	員数	選任の方法
(イ) 設立時理事	必要的	理事会非設置一般社団法人 → 1人以上	①定款 又は ②設立時社員の議決権 の過半数
(ロ) 設立時監事		理事会設置一般社団法人 → 3人以上	
(ハ) 設立時会計監査人	「監事設置一般社団法人」となる場合に設置する	設置する場合、 1人以上	
(ニ) 設立時代表理事	「会計監査人設置一般社団法人」となる場合に設置する	設置する場合、 1人以上	設立時理事の過半数 (注)
	「理事会設置一般社団法人」となる場合、選定しなければならない	理事会設置一般社団法人となる場合、1人以上	

(注) 理事会「設置」一般社団法人における選定方法である。

【図表 16 一般財団法人の設立時評議員等の意義・選任等（法人 159・160・162）】

	必要性	員数	選任の方法
(イ) 設立時評議員	必要的	3人以上	①定款 又は ②定款に定めた 選任方法(注)
(ロ) 設立時理事	必要的	3人以上	
(ハ) 設立時監事	必要的	1人以上	
(ニ) 設立時会計監査人	「会計監査人設置一般社団法人」となる場合に設置する	設置する場合 1人以上	設立時理事の 過半数
(ホ) 設立時代表理事	必要的	1人以上	

(注) 具体例（「杉浦（下）」p4、「法人登記Q&A」p35Q6）

I 定款に定める設立時評議員の選任方法の具体例

- i 定款の定めに基づき、設立時評議員の選任のための任意の機関によって選任する方法
- ii 定款の定めに基づき、外部の特定の者に選任を委ねる方法

II 定款に定める設立時理事の選任方法の具体例

- i 定款の定めに基づき、設立者の全員の同意をもって選任する方法
- ii 定款の定めに基づき、設立時評議員の過半数をもってする決定により選任する方法

5 業務執行の決定（平 20. 9. 1 民商 2351 号第 2 部第 1. 1 (7)）

設立中の一般社団法人における業務執行の決定は，原則として設立時社員が行い，定款に別段の定めがない場合には，設立時理事が，理事会設置一般社団法人における設立時代表理事の選定その他法人法に規定がある事項に限り，その決定を行うこととなる。

したがって，一般社団法人の成立前は，定款記載の最小行政区画内における主たる事務所又は従たる事務所の具体的な所在場所の決定等は，定款に別段の定めがない限り，設立時社員の議決権の過半数によって行うべきこととなる。

一方，一般財団法人では，定款記載の最小行政区間内における主たる事務所の所在場所の決定等の設立中の一般財団法人における業務執行の決定は，原則として設立者（遺言執行者）が行うこととなる（平 20. 9. 1 民商 2351 号第 3 部第 1. 1 (7)）。

6 設立の登記

6-1 登記期間

【図表 17 設立登記の登記期間】

	一般社団法人 (一般社団301条1項)	一般財団法人 (一般社団302条1項)
主たる事務所の所在地	以下に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内 [平28-35-ア] ・ 設立時理事等の調査終了日 ・ 設立時社員が定めた日	以下に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内 ・ 設立時理事等の調査終了日 ・ 設立者が定めた日
従たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地において設立の登記をした日から2週間以内	

【図表 18 設立登記申請における添付書類（法人 319Ⅱ，一般社団法人等登記規則 3）】

一般社団法人（法人 318Ⅱ）	一般財団法人
① 定款[平 25-35-ア]	① 定款
	② 財産の抛出の履行があったことを証する書面 [令 3-34-エ]
	③ 設立時評議員，設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面
② 設立時理事が設立時代表理事を選定したときは，これに関する書面	④ 設立時代表理事の選定に関する書面
③ 設立時理事，設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面 設立時理事，設立時監事についての本人確認証明書（法人登規 3，商登規 61Ⅴ）	⑤ 設立時評議員，設立時理事，設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面 設立時評議員，設立時理事，設立時監事についての本人確認証明書（法人登規 3，商登規 61Ⅶ）
④ 設立時理事（理事会設置一般社団法人においては，設立時代表理事）の就任承諾書に押印された印鑑についての印鑑証明書（法人登規 3，商登規 61ⅣⅤ）（注 1） [平 28-35-イ，平 29-35-ア]	⑥ 設立時代表理事の就任承諾書に押印された印鑑についての印鑑証明書（法人登規 3，商登規 61ⅣⅤ）（注 1）
⑤ 設立時会計監査人を選任したときは，次に掲げる書面 i 設立時会計監査人の選任に関する書面 ii 就任を承諾したことを証する書面 iii 設立時会計監査人が法人であるときは，当該法人の登記事項証明書。 ただし，当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。なお，申請書に会社法人等番号を記載した場合は，その他法務省令で定める場合には，添付することを要しない。 iv 設立時会計監査人が法人でないときは，その者が公認会計士であることを証する書面	⑦ 設立時会計監査人を選任したときは，次に掲げる書面 i 設立時会計監査人の選任に関する書面 ii 就任を承諾したことを証する書面 iii 設立時会計監査人が法人であるときは，当該法人の登記事項証明書。 ただし，当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。なお，申請書に会社法人等番号を記載した場合は，その他法務省令で定める場合には，添付することを要しない。 iv 設立時会計監査人が法人でないときは，その者が公認会計士であることを証する書面
⑥ 登記すべき事項につき設立時社員全員の同意又はある設立時社員の一致を要するときは，その同意又は一致があったことを証する書面（注 2）[平 31-35-ア]	⑧ 登記すべき事項につき設立者全員の同意又はある設立者の一致を要するときは，その同意又は一致があったことを証する書面

※ 設立時理事等による設立手続の調査（法人 20Ⅰ）は添付書類に掲げられていない
[令 4-35-エ]

(注1)

【図表 19 一般社団(財団)法人の設立登記申請における就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書 暗記】

	理事会「非設置」一般社団法人	理事会「設置」一般社団法人 一般財団法人
設立時に「就任承諾書」の印鑑について印鑑証明書の添付が必要とされる者	設立時理事(法人登規3, 商登規61IV前段)	設立時代表理事(法人登規3, 商登規61VIV前段)
設立時に「選任に関する書面」の印鑑について印鑑証明書の添付が必要とされる者	設立時においては、設立後と異なり、設立時代表理事等の選任等に関する書面に押印された印鑑については印鑑証明書の添付を要しない	

(注2) 具体例(平20.9.1民商2351号第2部第1.2(3)カ)

例えば、次に掲げる場合には、設立時社員の議決権の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

- i 設立時社員が設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人を選任したとき(法人17I)
- ii 設立時社員が設立時の主たる事務所又は従たる事務所の所在場所等を定めたとき([平4-39-ア]について)

設立時の一般社団法人においては、定款で設立時理事を定めなかったときは、設立時社員の議決権の過半数をもって設立時理事を選任する(法人15I・17I)。

したがって、一般社団法人の設立登記の申請書には、定款で設立時理事を定めたときは、定款及び設立時理事の就任承諾を証する書面を、定款で設立時理事を定めなかったときは、設立時社員の一致を証する書面及び設立時理事の就任承諾を証する書面を添付する(法人318II①③III)。なお、創立総会の制度は設けられていない。

6-3 登録免許税

【図表 20 一般社団(財団)法人の設立登記の登録免許税】

	改正前(旧民法法人)	一般社団(財団)法人
設立登記の登録免許税	非課税 (旧登録税別表3, 25, 「杉浦(上)」p11)	主たる事務所の所在地 → 金6万円 従たる事務所の所在地 → 金9,000円

6-4 申請人

一般社団(財団)法人の設立の登記は、当該一般社団(財団)法人を代表すべき者(設立時代表理事)の申請によってする(法人318I・319I)。

なお、設立時代表理事が数人いる場合であっても、その1人から申請することができる。

[昭56-37-1, 平7-29-エ]

第5節 合併

【図表 21 合併制限 暗記】

当事法人	種類	合併の制限
一般社団法人 ＋ 一般社団法人	吸収合併	① 存続法人は一般社団法人でなければならない ② 解散した一般社団法人は存続法人となることができない [平 25-35-ウ]
	新設合併	設立法人は一般社団法人でなければならない
一般財団法人 ＋ 一般財団法人	吸収合併	① 存続法人は一般財団法人でなければならない ② 解散した一般財団法人は存続法人となることができない [平 29-35-オ]
	新設合併	設立法人は一般財団法人でなければならない
一般社団法人 ＋ 一般財団法人	吸収合併	① 存続法人の種類 原則：一般社団法人又は一般財団法人のいずれでもよい 例外：一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、存続法人は一般社団法人でなければならない ② 解散した一般社団法人又は一般財団法人は存続法人となることができない
	新設合併	原則：一般社団法人又は一般財団法人のいずれでもよい 例外：一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、設立法人は一般社団法人でなければならない

※ 一般社団法人・一般財団法人は、他の法律に基づき設立された法人との間では、合併することはできない。

[平 22-35-オ][平 31-35-オ]

一般社団法人と一般社団法人とが新設合併をする場合には、合併により設立する法人を一般財団法人とする設立の登記の申請をすることはできない。

○

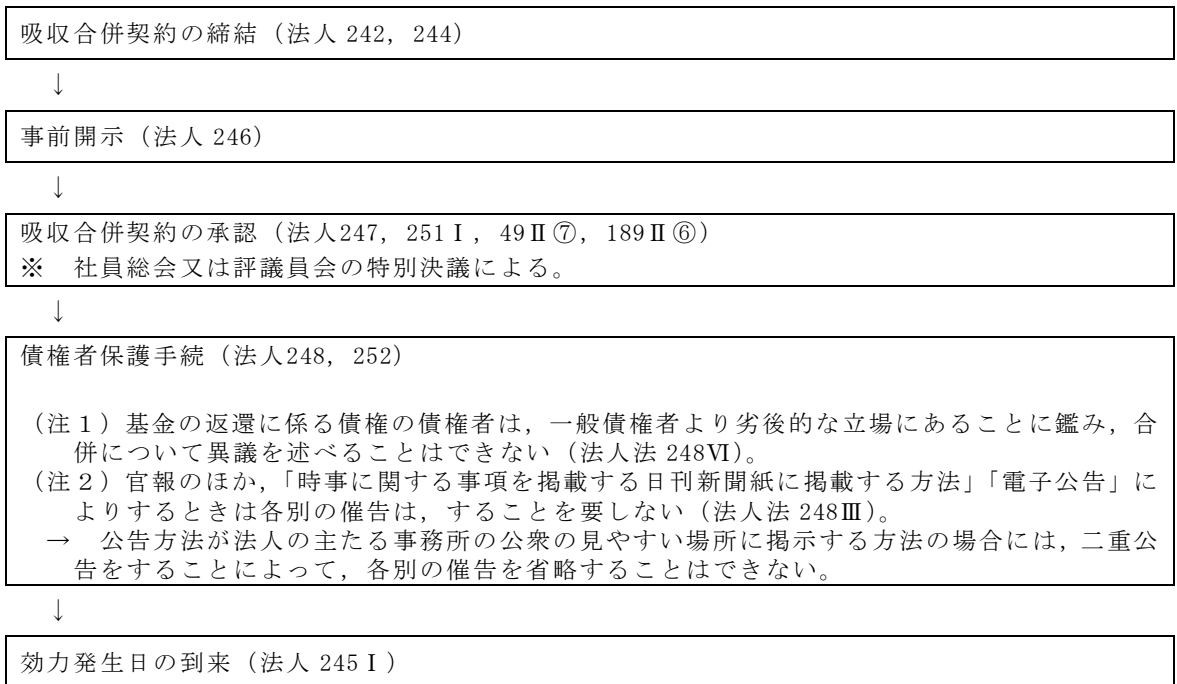
[平 25-35-ウ]

社員総会の決議により解散した一般社団法人を合併後存続する一般社団法人とする合併による変更の登記の申請は、することができる。

×

一般社団法人が解散した場合には、当該一般社団法人は、当該一般社団法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができない（法人 151）。

【図表 22 吸収合併の手続 概略】



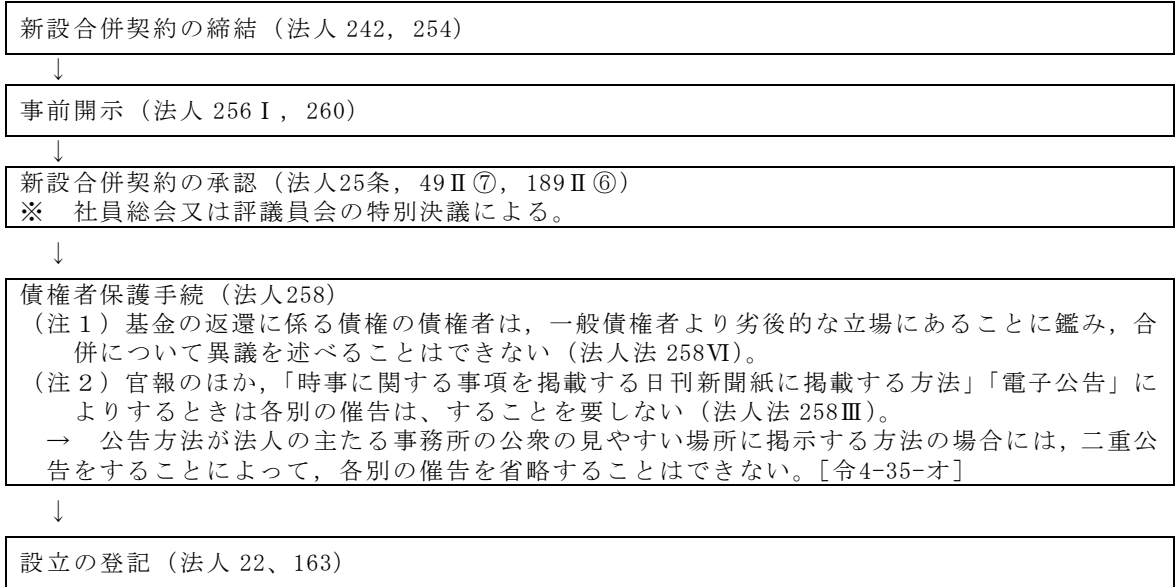
	添付書面
存続法人について する変更登記	① 吸収合併契約書 → 効力発生日の変更があった場合には、吸収合併存続法人において理事の過半数の一致があったことを証する書面又は理事会の議事録（法人 317 II）及び効力発生日の変更に係る当事法人の合意書をも添付しなければならない。 ② 吸収合併存続法人の手続に関する次に掲げる書面 ・ 合併契約の承認に関する書面（法人 317 II） ・ 債権者保護手続関係書面（法人 322 ②） ③ 吸収合併消滅法人の手続に関する次に掲げる書面 ・ 吸収合併消滅法人の登記事項証明書（注 2） ・ 吸収合併契約の承認があったことを証する書面 ・ 債権者保護手続関係書面
消滅法人について する解散の登記（注 1）	添付書面は要しない（一般法人 330 条, 商登 82 条 4 項）

（注 1）手続

- ① 吸収合併による変更の登記と消滅法人の解散の登記とを同時に申請する必要がある（法人 330、商登 82 III）。
- ② 主たる事務所の所在地における消滅法人の解散の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存続法人の主たる事務所がないときは、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（法人 330、商登 82 II）。

（注 2）商登法の規定により登記の申請において、申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他法務省令で定める場合には、当該証明書の添付を省略することができる（商登 19 の 3、商登規 36 の 3）。

【図表 23 新設合併の手続 概略】



	添付書面
新設法人についてする設立の登記	<p>① 新設合併契約書</p> <p>② 新設合併設立法人に関する次に掲げる書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 設立時理事が設立時代表理事を選定したときは、これに関する書面 ・ 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面 →印鑑証明書の添付は不要 [令3-34-オ] ・ 設立時評議員、設立時理事、設立時監事についての本人確認証明書 ・ 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面 <ul style="list-style-type: none"> a 就任を承諾したことを証する書面 b 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書※ c 設立時会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面 <p>③ 新設合併消滅法人の手続に関する次に掲げる書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併消滅法人の登記事項証明書※ ・ 新設合併契約の承認に関する書面 ・ 債権者保護手続関係書面 <p>※商登法の規定により登記の申請において、申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他法務省令で定める場合には、当該証明書の添付を省略することができる（商登 19 の 3, 商登規 36 の 3）。</p>
消滅法人についてする解散の登記（注）	添付書面は要しない（一般法人330, 商登82Ⅳ）

（注）手続

- ① 新設合併による設立の登記と消滅法人の解散の登記とを同時に申請する必要がある（法人 330, 商登 82Ⅲ）。
- ② 主たる事務所の所在地における消滅法人の解散の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設合併設立法人の主たる事務所がないときは、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（法人 330, 商登 82Ⅱ）。

第6節 定款変更

1 一般社団法人

一般社団法人は、その成立後、定款の変更を、社員総会の特別決議により変更することができる（法人146・49Ⅱ④，平20.9.1民商2351号第2部第4.2）。

当該社員総会の特別決議は、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（法人49Ⅱ）。

そのため、一般社団法人の定款に、「定款を変更するには、理事全員の同意によりすることができるものとする」ことという内容の定めをした場合であっても、その効力は認められない。
[民平2-1-ウ]

2 一般財団法人

一般財団法人の定款は、評議員会の特別決議により変更することができる（法人200Ⅰ本文・189Ⅱ③，平20.9.1民商2351号第3部第4.2）。ただし、下記の図表のとおり制限がある。

【図表24 財団法人の定款変更】

	評議員会の特別決議による変更の可否
①目的	× ※
②名称	○
③主たる事務所の所在地	○
④設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額	○
⑤設立者の氏名又は名称及び住所	○
⑥設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項	○
⑦設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは、設立時会計監査人の選任に関する事項	○
⑧評議員の選任及び解任に関する事項	× ※
⑨公告方法	○
⑩事業年度	○

※ 下記の条件がなければ、定款変更ができない（法人200Ⅱ）

- ① 設立者が原始定款（設立に際して作成した定款）にこれらの事項を変更することができる旨を定めている場合（法人200Ⅱ）
- ② 裁判所の許可を受けた場合（法人200Ⅲ）[平24-35-ウ]

第7節 公益社団法人・公益財団法人

1 意義

公益目的事業（学術，技芸，慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって，不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。認定2④）を行う一般社団法人又は一般財団法人は，行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認定（公益認定）を受けることができる（認定4）。

【図表 25 参考 公益法人のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
1 寄附金控除の優遇措置が充実している	1 事業活動が制約される
2 税制優遇措置が充実している	2 財産管理が規制される
3 社会的信用力が一般社団法人や一般財団法人に比べて優れている（注1）	3 行政庁の監督を継続的に受けなければならない（注2）
	4 会計処理や内部統制が煩雑になり，事務的負担が大きい
	5 役員に関する諸事項が制約される（注3）
	6 公益認定の取消時に，一定の財産を公共団体等へ寄附しなければいけない

（注1）例えば，公益社団法人又は公益財団法人については，登録免許税法別表第一の第24号の適用が除外されており，登記の申請に関しては登録免許税課されない（「杉浦（下）」p21）。

（注2）公益法人は，一般社団法人・一般財団法人と異なり，行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の監督を受けなければならない（認定22・27～29，「杉浦（下）」p22）。

（注3）公益法人には，会計監査人を設置しなければならない場合が多い（認定5⑫，認定施行令6参照）。例えば，一般社団法人では，最終の貸借対照表上の負債の額が200億円以上の場合には大規模一般社団法人に該当し，会計監査人を設置しなければならないとされているが（法人62），公益社団法人では，最終の貸借対照表上の負債の額が50億円以上の場合には会計監査人を設置しなければならないとされている（「杉浦（下）」p22）。

2 公益認定の手続（公益法人 5～8，平 20. 9. 1 民商 2351 号第 5 部第 1. 1）

【図表 26 公益認定の手続】

概略		公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁に対し公益認定の申請をすることができる。 → 行政庁は、当該法人が認定法 5 条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をする（認定 4・5）。
効果（名称変更）		公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、当然に、その名称中の「一般社団法人」又は「一般財団法人」の文字を、それぞれ「公益社団法人」又は「公益財団法人」と変更する定款の変更をしたものとみなす（認定 9 I）。
公益認定による名称の変更の登記	なすべき登記	名称の変更の登記（認定 9 II 参照） [平 22-35-ウ]（注）
	登記すべき事項	法人の名称，名称を変更した旨及び変更年月日（平 20. 9. 1 民商 2351 号第 5 部第 1. 2 (1)）。
	添付書面	公益認定を受けたことを証する書面（認定 9 II） → 名称の変更を決議した評議員会の議事録を添付することを要しない。[平 31-35-イ]
	登録免許税	登録免許税は課されない（登録税 5 ⑭）。

【図表 27 公益認定による一般社団法人の申請書記載例】

	一般社団法人変更申請書
1. 名称	一般社団法人霞が関協会
1. 主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
1. 登記の事由	名称の変更
1. 公益認定書到達の年月日	平成 21 年 10 月 15 日
1. 登記すべき事項	平成 21 年 10 月 15 日 名称変更 名称 公益社団法人霞が関協会
1. 添付書類	公益認定書謄本 1 通 委任状 1 通

< 登記完了後の登記記録 >

名称	一般社団法人霞が関協会
	公益社団法人霞が関協会 平成 21 年 10 月 15 日変更 平成 21 年 10 月 22 日登記

（注） 変更の日は、当該法人が公益認定の処分の通知を受けた日である。

[平 22-35-ウ，令 4-35-イ] 一般財団法人が公益認定を受けて公益財団法人となる場合には、一般財団法人の解散の登記及び公益財団法人の設立の登記の申請をしなければならない。	×
---	---

【図表 28 行政庁による公益認定等と手続の比較 **暗記**】

	なすべき登記	申請か嘱託か	添付書面	
			論点	添付の 要否
(最初の) 公益認定 (認定 4～)	名称の変更の登記 [平 22-35-ウ]	申請	公益認定を受けたことを証する書面 (基本通達第 5 部第 1. 2 (2))	必要
変更の認定 (注 1)	変更の登記	申請	当該変更について行政庁の認可を受けたことを証する書面 (基本通達第 5 部第 2. 2)	不要
新設合併による 公益法人の地位 の承継の認定 (注 2)	設立の登記 解散の登記	申請	当該承継について行政庁の認可を受けたことを証する書面 (基本通達第 5 部第 2. 3)	必要
公益認定の 取消し(注 3) (認定 29～)	名称の変更の登記	嘱託 [平 28-35-エ]	当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面(認定 29VII)	必要

(注 1) 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない(認定 11)。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
- 三 収益事業等の内容の変更

(注 2) 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人(当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一)は、当該新設合併により設立する法人(以下この条において「新設法人」という。)が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる(認定 25)。

(注 3) 公益認定が取り消される場合

取消事由(認定 29 I II)があるときは、行政庁は、当該公益法人の公益認定を取り消すことになる(認定 29)。

- 例) ・公益法人が不正の手段により公益認定を受けていた場合
 ・行政庁の命令に公益法人が正当な理由なく従わない場合等

行政庁が、認定法 29 条 1 項又は 2 項の規定に基づきの公益認定取消しの処分をしたときは、当該処分を受けた公益法人は、その名称中の「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を、それぞれ「一般社団法人」又は「一般財団法人」と変更する定款の変更をしたものとみなされる(認定 29V, 平 20. 9. 1 民商 2351 号第 5 部第 3)。

民法 講義教材

第251条（共有物の変更）

- I 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。）を加えることができない。
- II 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

改正の趣旨・ポイント

改正の趣旨

改正前民法下においては、共有物に軽微な変更を加える場合であっても、変更行為として共有者全員の同意が必要と扱わざるを得ず、円滑な利用・管理を阻害していた。

また、所在等不明共有者（必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明な共有者）がいる場合には、その所在等不明共有者の同意を得ることができず共有物に変更を加えることができなかった。

そこで、所有者不明共有者がいる場合の共有物の変更に関する規律を整備した。

1 項 - 軽微変更についての規律の整備

共有物に変更を加える行為であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（軽微変更）については、持分の価格の過半数で決定することができるものとした（新民法251 I・252 I）。

共有物に変更を加えることが軽微変更に当たるかどうかは、変更を加える箇所及び範囲、変更行為の態様及び程度等を総合して個別に判断される。例えば、砂利道をアスファルト舗装する行為や、建物の外壁・屋上防水等のいわゆる大規模修繕工事等は、基本的に軽微変更に当たると考えられる。

2 項 - 裁判による共有物の変更制度の整備

所在等不明共有者がいる場合には、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意により、共有物に変更を加えることができるものとした。所有者不明土地の活用を促す施策である。

第252条（共有物の管理）

- I 共有物の管理に関する事項（次条第1項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第1項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。）は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。
- II 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。
- ① 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - ② 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。
- III 前2項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。
- IV 共有者は、前3項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この項において「賃借権等」という。）であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

- ① 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 10年
- ② 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 5年
- ③ 建物の賃借権等 3年
- ④ 動産の賃借権等 6箇月

V 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

改正の趣旨・ポイント

1項かっこ書 - 共有物の管理者の選任・解任も持分価格の過半数で決定する

「次条第1項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み」とあるのは、今般整備された共有物の管理者制度について、その選任・解任は持分価格の過半数で決定することを規定している。

1項後段 - 共有物を使用する共有者がある場合の管理に関する事項の決定方法

改正法においては、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができることとされている（新民法252 I 後段）。

したがって、過半数の決定を得ずに共有物を使用している共有者がいる場合において、過半数の持分を有する共有者が別の共有者に共有物を使用させようとするときは、現在使用している共有者の同意を得ることなく、この規律に基づいて別の共有者に使用させることができる。

(1) 最判昭41.5.19との関係

関連する判例として、共有物の持分の価格が過半数を超える多数持分権者であっても、共有物を単独で占有する少数持分権者に対し、当然に共有物の明渡しを請求することができるものではなく、そのためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならないとするものがある（最判昭41.5.19民集20巻5号947頁）。

新民法252条1項に基づいて現在使用している共有者とは別の共有者に使用させる旨の決定がされた場合には、判例にいう明渡しを求める理由があることになる。

(2) 配偶者居住権との関係

配偶者居住権が成立している場合には、他の共有者は、持分の過半数により使用者を決定しても、別途消滅の要件を満たさない限り配偶者居住権は存続し（1032・1038 III 参照）、配偶者居住権を消滅させることはできない。

2項 - 裁判制度の創設

所在等不明共有者や賛否を明らかにしない共有者がいる場合には、裁判所の決定を得てその共有者以外の共有者の持分の過半数により管理に関する事項を決定することができることとした。

共有物の管理に関心を持たず、連絡をとっても明確な返答をしない共有者等がいる場合には共有物の管理の困難を解消する観点から裁判所の判断により当該共有者を意思決定から除外する趣旨の規定である。

3項 - 「特別の影響」を及ぼす場合には「承諾」を要件にする

管理に関する事項の決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に「特別の影響」を及ぼすべきときは、その共有者の「承諾」を得なければならないものとした。

管理行為が共有物を使用する共有者に「特別の影響」を及ぼす場合において、当該共有者の利益保護を図った規定である。

（具体例）

A、B及びCが各3分の1の持分で建物を共有している場合において、過半数の決定に基

づいてAが当該建物を住居として使用しているが、Aが他に住居を探すのが容易ではなく、Bが他の建物を利用することも可能であるにもかかわらず、B及びCの賛成によって、Bに当該建物を事務所として使用させる旨を決定するような場合においては、Aに「特別の影響」を及ぼすので、Aの「承諾」が必要と考えられる。

4 項 - 短期賃借権等の設定についての規律の整備

一定の期間を超えない短期の賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「賃借権等」という。）の設定については、持分の価格の過半数で決定することができるとした。

管理行為として賃借権等を設定する場合における存続期間の上限を設けたものであり、持分の価格の過半数で決することができる利用権の設定行為の範囲を明らかにすることにより、円滑な土地の利用を図ることを目的とした。

【図表29 共有物の保存・管理・変更 **暗記**】

	要件	具体例
保存行為 (252V) ※1	各共有者が単独 でできる	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物の修繕 ・所有権に基づく返還請求 ・妨害排除請求 ・持分権に基づく登記請求権 (共有物全部について) (注1)
管理行為 (252I) ※2	持分の価格の過 半数で決める (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・252条4項の期間を超えない範囲で 共有物を第三者に賃貸すること ・賃貸借契約の解除 (注3)
軽微な変更行為 (251I・252I)		
変更行為 (251I) (軽微な変更行為を除く) ※3	共有者全員の同 意が必要 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を宅地にする変更 ・共有物全体を第三者に譲渡すること ・共有物全体に抵当権を設定すること

※1 [平15-11-ア/平20-12-イ]

※2 [平4-11-ア/平5-10-エ/平8-10-2]

※3 [平5-10-カ/平12-10-エ/平15-11-エ]

(注1)

- ・不動産の共有者の1人は、共有不動産について実体上の権利を有しないのに持分移転登記を了している者に対し、その持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる(最判平15.7.11)。
- ・要役地が数人の共有に属する場合、各共有者は、単独で共有者全員のため共有物の保存行為として、要役地のために地役権設定登記手続を求める訴えを提起することができ、この訴えは固有必要的共同訴訟ではない(最判平7.7.18)。

(注2) 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。(251II)

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU22558